

事務連絡  
令和4年2月28日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

令和4年度税制改正大綱の取りまとめについて（結果報告）

日頃より廃棄物処理行政の推進に種々御尽力いただきまして感謝申し上げます。

令和3年12月24日に令和4年度税制改正の大綱が取りまとめられました。税制改正要望に当たりましては、アンケート調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和4年度税制改正大綱において廃棄物関係で要望が認められた事項について、特例措置の対象となる関係者に積極的に周知いただき、当該特例措置の更なる利用拡大を促進していきたいと考えております。別添の内容について、貴管内市町村及び廃棄物処理業者等の関係者に幅広く周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考】

○令和4年度税制改正の大綱

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2022/20211224\\_taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224_taikou.pdf)

担当者：

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 伊藤、永嶋、岡田

TEL：03-5501-3154（直通）

廃棄物規制課 山王、石田

TEL：03-5521-9274（直通）

## 令和 4 年度税制改正大綱 結果（廃棄物関係）

## 1. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

特定災害防止準備金制度は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、令和 4 年 3 月 31 日を含む事業年度終了の日において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理施設の設置許可を受けている法人について、令和 6 年 3 月 31 日以前に開始する各事業年度については現行どおりの準備金積立率による積立てを認めるとともに、同年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度については現行法による準備金積立率（60%）に対して 1 年ごとに 6 分の 1 ずつ縮小した率による積立てを認める経過措置を講ずる（所得税についても同様とする。）こととされた。

## 2. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場<sup>※1</sup>、PCB 廃棄物等処理施設<sup>※2</sup>及び石綿含有産業廃棄物等処理施設<sup>※3</sup>に係る固定資産税の課税標準の特例措置<sup>※4</sup>について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長することとされた。

- ・ごみ処理施設について、適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。
- ・一般廃棄物最終処分場について、適用対象から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。

※1 ごみ処理施設又は一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第 8 条第 1 項の許可に係るもの。

※2 PCB 廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

※3 石綿含有産業廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可、第 15 条の 4 の 2 第 1 項の認定又は第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定に係るもの。

石綿含有産業廃棄物等は引き続き排出が見込まれている一方、当該特例措置を利用する事業者は少ない状況です。これらの適正な処理を推進するため、事業者による積極的な活用を促すよう、一層の周知のほど、お願い致します。

※4 課税標準となるべき価格を以下のとおりとする。

ごみ処理施設：1 / 2

一般廃棄物の最終処分場：2 / 3

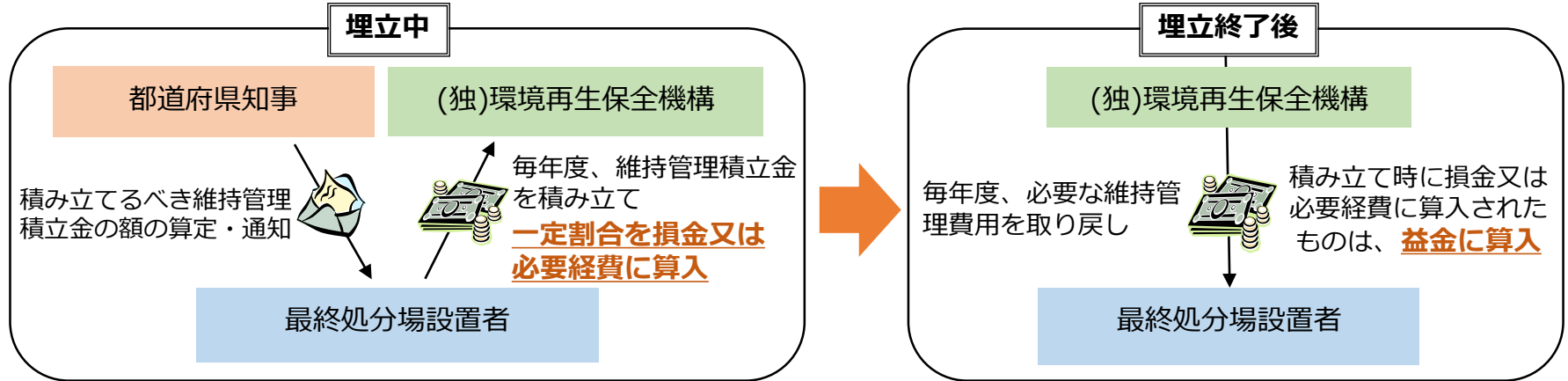
P C B 廃棄物等処理施設：1 / 3

石綿含有産業廃棄物等処理施設：1 / 2

# 最終処分場における維持管理積立金の損金算入等に係る特例措置 (法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税)

## 特例制度の概要

- 維持管理積金の積み立て時に、**積立金の一定割合を損金又は必要経費に算入**することができます。
- 本件特例措置の申請においては法人税申告書のほか、**「適用額明細書」の提出も必要**です。



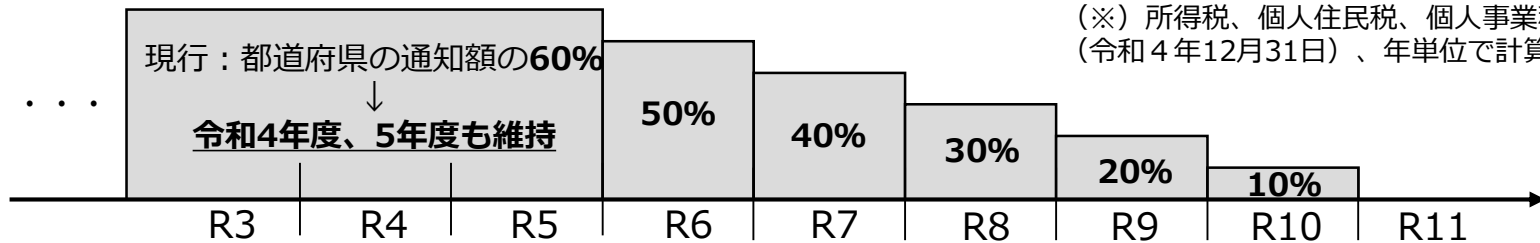
## 制度改正の概要

- 令和4年度税制改正大綱の通り、損金算入可能な限度額が変わります。

令和3年度末(令和4年3月31日)時点(※)で廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可を受けている者について、

**令和5年度(令和6年3月31日)まで** 都道府県知事による通知額の**60%**

**令和6年度(令和6年4月1日)から** 都道府県知事による通知額は令和10年度(令和11年3月31日)まで**1年度ごとに10%ずつ縮小**



(※) 所得税、個人住民税、個人事業税は令和4年末(令和4年12月31日)、年単位で計算。

申請手続きの詳細については全国産業資源循環連合会のHPを参照ください。

[https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/disposal/ijikanri\\_tebiki.pdf](https://www.zensanpairen.or.jp/wp/wp-content/themes/sanpai/assets/pdf/disposal/ijikanri_tebiki.pdf)



# 一般廃棄物の最終処分場及びごみ処理施設設置者の皆様へ 本特例措置を積極的にご活用ください。

## 公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る 課税標準の特例措置（固定資産税）

### 特例制度の概要

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る  
固定資産税の課税標準価格が変わります。

ごみ処理施設	<u>1 / 2</u>
一般廃棄物の最終処分場	<u>2 / 3</u>

特例措置なし

施  
設  
費



特例措置あり

施  
設  
費

固定資産税につい  
ての課税標準とな  
る価格が変わりま  
す。

### 制度改正の概要

令和4年度税制改正大綱の通り、特例制度の対象となる施設について、以下の見直しが行われます。

	見直しの内容（令和4年4月1日から）
ごみ処理施設	適用対象を熱回収又は再生利用の用に供する施設に限定する。
一般廃棄物の最終処分場	適用対象から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外する。

（関係条文：地方税法施行規則 附則第6条第14項及び第15項）

**P C B 廃棄物、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理施設設置者の皆様へ  
本特例措置を積極的にご活用ください。**

**公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る  
課税標準の特例措置（固定資産税）**

**特例制度の概要**

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る**固定資産税の課税標準価格が変わります。**

P C B 廃棄物処理施設

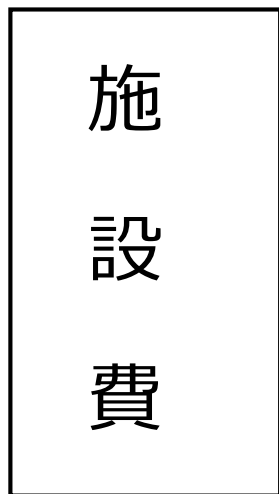
1 / 3

※どちらも対象は都道府県知事の  
許可施設及び大臣認定施設

廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物処理施設

1 / 2

特例措置なし



固定資産税に  
ついての課税  
標準の価格

特例措置あり



P C B 廃棄物処理施設  
の場合、固定資産税に  
ついての課税標準とな  
る価格が 1 / 3

廃石綿等及び石綿含有  
産業廃棄物処理施設の  
場合、課税標準となる  
価格が 1 / 2